

高岡市吉久伝統的建造物群保存地区保存活用計画

令和 2 年 6 月 30 日

令和 5 年 2 月 6 日 変更

令和 6 年 2 月 16 日 変更

高岡市教育委員会

高岡市吉久伝統的建造物群保存地区保存活用計画

目 次

- 1 保存活用計画の基本事項
 - (1) 保存活用計画の目的
 - (2) 保存地区の名称・面積・範囲
- 2 保存地区の保存及び活用に関する基本計画
 - (1) 保存地区の沿革
 - (2) 保存地区の現況
 - (3) 保存地区の特性
 - (4) 伝統的建造物群の特性
 - (5) 保存及び活用の方向
 - (6) 保存の内容
 - (7) 推進体制
- 3 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定
 - (1) 伝統的建造物
 - (2) 環境物件
- 4 保存地区内における建築物の保存整備計画
 - (1) 保存整備の方向
 - (2) 伝統的建造物の修理
 - (3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景
 - (4) 環境物件の現状維持及び復旧
- 5 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等
 - (1) 経費の補助
 - (2) 技術的援助
 - (3) 保存団体等への援助
 - (4) 顕彰及び普及啓発
- 6 保存地区の保存及び活用のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画
 - (1) 管理施設等
 - (2) 防災施設等
 - (3) 環境の整備等
 - (4) 保存地区の公開活用施設等
- 7 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画
 - (1) 保存地区の保存及び活用に資する情報発信等
 - (2) 保存地区の保存及び活用に資する人材育成等

高岡市吉久伝統的建造物群保存地区保存活用計画

高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例（以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、高岡市吉久伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存及び活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定める。

1 保存活用計画の基本事項

(1) 保存活用計画の目的

吉久の伝統的建造物や伝統文化が織りなす歴史的風致を地区住民はじめ市民共有の財産として保存・継承するとともに、吉久らしい良好な居住環境の創出と多様なまちづくりの担い手を呼び込むことにより、将来に渡って住み続けられるまちづくりを目指す。

(2) 保存地区の名称・面積・範囲

名称：高岡市吉久伝統的建造物群保存地区

面積：約 4. 1 ヘクタール

範囲：吉久 2 丁目及び吉久 3 丁目の各一部（図— 1）

2 保存地区の保存及び活用に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

富山県西部の中核都市であり、県内第 2 の都市である高岡市は、富山市の西約 19km、金沢市の東約 40km に位置する。奈良時代には越中国の国府が小矢部川河口近くの伏木の台地に置かれ、以来、一帯が鎌倉時代に至るまで越中国の政治、経済、文化の中心地として栄えた。

現在の高岡のまちが形成された原点は、慶長 14 年（1609）、加賀前田家 2 代当主前田利長が高岡城と城下町を造ったことにある。利長は、まず小矢部川と千保川の合流点に木町を設けて資材集積の基地とした。次に、北陸道の往還筋を中田一串田ルートから高岡一古定塚ルートに変更して、高岡を水陸交通の拠点とすることによって経済の中心的役割を与え、城下町の繁栄を図った。

城と武家地は現在の市街地中心部の南北に延びる段丘の上位に配置され、その西側の段丘の下位を基盤の目状に町割して、近隣の城下町から町人を招き商人町を造った。一方、千保川の対岸には、殖産興業を目的として、西部金屋（現在の高岡市戸出地区の一部）から鋳物師が招かれ、鋳物師町金屋が築かれた。

しかし、利長が築城からわずか5年後に亡くなると、翌年には一国一城令が布告され、高岡城は廃城となった。急速に寂れ始めた高岡を立て直すため、加賀前田家3代当主利常は、町民の他所転出を禁じ、その上で布御印押人を置くことで高岡を麻布の集散地とした。さらに、御荷物宿、魚問屋や塩問屋の創設を認め、城跡内に御収納米蔵や御詰塩蔵を設置するなど、商工業の町への転換を図った。

吉久は、江戸期から吉久村と呼ばれる加賀藩領であった。藩政時代、藩の財政は百姓から年貢として納められる年貢米を中心に運営されていた。年貢米は、藩主の収入となる「御詰米」と家臣らの知行となる「給人米」とに分かれており、農民救済と年貢徴収のため、慶安4年(1651)に利常が実施した農政改革「改作法」の整備に伴い、御詰米は藩が設置した「御蔵」に、また給人米は藩指定の「蔵宿」に納めることとなっていた。吉久の発展は、承応4年(1655)に御詰米を納める御蔵が設置されたことに始まる。それまで住民は、農業や川漁などを生活基盤としていたと考えられるが、御蔵の設置に伴い、近隣の村々より人が集められ、吉久新村が吉久村領の西側に町立てされており、高岡と共に重要な米の集散地として栄えたのである。

この御蔵の規模は、文政5年(1822)の文献には、間口30間、奥行4間の建物6棟とあり、他所の御蔵が1棟ないしは2棟のみであったのと比べても破格の規模であったことが確認できる。砺波、射水平野で収穫された米は、春(5～6月)になると小矢部川と庄川(当時は千保川)という二つの川の水運〔川下げ〕や馬によって吉久・伏木まで運ばれた〔馬下げ〕。吉久には、詰米奉行と足輕が赴任し、御蔵の取締りにあたっており、俵数を調べる「俵改め」や、俵詰め^{たわらあらた}の量を計る「升改め」^{ますあらた}の後、外海船に積み込まれ、大坂、江戸などに運ばれた。

近世の吉久は、米などの物資の集散地であると同時に、御蔵の機能を軸として、その役目を務める人々や様々な商売に携わる人々が集まり、射水郡・砺波郡の村々や廻船業に関わる他国からの人々も行き交う都市的性格を強くもつ在郷町であったことがわかる。

明治に入ると、明治4年(1871)の廃藩置県により吉久の御蔵も御県蔵(当時の金沢県または新川県)と改称された。明治の初期には、かつての御蔵をそのまま米や魚肥の倉庫として使用し、小矢部川や庄川から川下げされた米を廻米されるまで預かり、荷揚げされた魚肥は砺波平野に回漕されるまで預かっていた。このように明治維新直後は江戸時代と同様に、伏木港への最前線基地としての役割を果たしていたのである。

しかし、明治6年(1873)に地租改正条例が公布されると、これまでのような年貢米の流通システムが崩壊した。吉久の御県蔵は、明治8年(1875)10月には、取り壊され、材木や瓦が県下最初の洋式校舎である伏木小学校(後の伏木図書館)、正本小学校(現在の射水市立中伏木小学校)に払い下げられ、校舎新築に活用された。明治8年(1875)には御県蔵がなくなったが、跡地とその周辺は麻畑になり、明治29年(1896)には御蔵跡地の一部に西照寺が建立された。

御蔵（御県蔵）の廃止後、吉久の有力な町民（大地主、商人）は米の流通に精通した経験を活かし、合同で米穀売買や倉庫業に進出し、成功を収めた。こうした有力町民を、吉久では「米商」、「蔵仲間」と呼び、旦那衆は吉久 27 人衆、または 32 人衆と呼ばれていた。吉久最大の蔵仲間は「ヤマノ」であり、能松吉蔵が設立したものである。ヤマノ倉庫の設立にあたって能松吉蔵は、自費を投じ伏木港の開港や伏木測候所を開設した郷土の偉大な先達、藤井能三に多大な助言、助力を仰いだとされ、藤井家の屋号、能登屋の「能」（ヤマノ）と創立者の自負を込め能松家の「の」をとって能ヤマノ倉庫と名付けたとされる。米蔵自体は小矢部川を挟む対岸の地（伏木の串岡村）に置かれ、「赤蔵」と呼ばれ、一般の村民はこの荷作りや運搬に携わっていた。吉久には長年の間に米俵の縄掛けで培われた縛りやすく、緩まず、外す時はすぐに解ける「吉久縛り」という独特の縄掛けがある。これは、吉久が米の流通と切り離すことのできない傍証ともいえる。

町村制が施行される明治 22 年（1889）まで、吉久村は近隣村々の行政の中心でもあった。明治 4～6 年（1871～1873）頃には、行政区の区会所が、明治 17 年（1884）には戸長役場があった。

一方、明治 33 年（1900）から大正元年（1912）にかけて庄川の改修工事や伏木築港工事が行われると、伏木港を中心に重化学工業が目覚ましい発展を遂げた。これを富山県の第一次工業化の時代と呼び、これに伴い、伏木港で扱う貨物量が急増した。中越鉄道ではこのような動きに対処するため、庄川右岸の新湊と結ぶ軽便鉄道新湊線を敷設し、新湊・中伏木・吉久の三駅を設置すると、貨客数は年々増大した。

明治 44 年（1911）、小矢部川に伏木橋が開通すると、それまで小矢部川を挟み渡船で行き来していた伏木側へも伏木橋を通り、陸続きで行くことができるようになった。これに伴い、それまで田畑や荒地が広がっていた第一町の小矢部川沿いには、石灰工場や人家などが建ち始めた。大正 7 年（1918）に軽便鉄道新湊線が開通し、伏木橋の吉久側に「吉久駅」ができると、人々の往来も盛んになり、伏木橋から西照寺裏の遊園地に至る第一通り沿いには、商店や飲食店が建ち並び、吉久の人々の生活を支える道路となっていくた。

また、大正 13 年（1924）から昭和 11 年（1936）にかけて、伏木港第二期拡張工事が行われると、港の周辺では零細企業が巨大軍需工場の下請けとして発展し、次第にその規模を拡大していくた。これは富山県の第二次工業化の時代とされ、伏木港の荷役高の急増に伴い、新湊線の沿線駅で取り扱われる貨物も急増していくた。吉久では、特に石炭が多く発送されており、近代工業化の波に乗って、米商の町から工業の町へと変化していくたことが伺える。

吉久駅を含む伏木・新湊・中伏木 4 駅は、昭和 10 年（1935）に輸送量が激増し 130 万トン突破の新記録を打ち立てたという。

しかし、第一次世界大戦以降は、米価が不安定になると、価格の急変を避けるため、政府による米の買入・売渡等が始まった。また、昭和 17 年（1942）に食糧管理法が制

定され、米穀に加え主要な食糧の生産・流通・消費全てが政府に介入されるようになると、米商の歴史も幕を閉じたが、吉久には米商で栄えた町並みが残された。

このように、吉久は、加賀藩でも巨大な御蔵の設置により、特に米の流通経済を生み出す在郷町として発展し、明治以降は、そのノウハウを生かしながら米商を営み、さらに大きく富を築いた。その後、その富を利用し大正・昭和にかけては工業化の波に乗り発展した町である。

(2) 保存地区の現況

昭和 30 年代には、本市の伝統産業に加えて、紙・パルプ、化学などの大型工場が進出してきたが、それに伴い昭和 40 年代には公害問題が一挙に噴出した。これらの公害のなかで、一番顕著なのが吉久喘息だった。吉久は工場群に囲まれ、これらの工場から排出される粉じんやすすが家屋内に舞込む光景も見られる程であった。住民が一丸となって市や企業に公害対策について要望を重ねた結果、昭和 41 年（1966）に公害防止条例が制定され、企業の監視・指導強化が図られ徐々に改善されていったものの、住民の意識の中には公害のまちという印象が強く残っていた。

吉久の町並み保存活動の萌芽は、平成 10 年（1988）に高岡市が施行した「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」に見られる。この条例は、伝統的町並みの保存など、高岡が誇る歴史的資産を整備・保存することにより個性的なまちづくりを行うことを目的としており、住民主体のまちづくりを目的としたものであった。この条例の施行を契機に、市内の歴史的な町並みの価値が見直され、吉久においても公害のイメージを払拭し、伝統的な町並みを保存していこうという住民の機運が醸成された。この条例施行と同年に、「吉久の伝統的町並みを考える会」が発足し、翌年には条例の中で謳っている「景観形成市民団体」に認定された。同会では、平成 11 年（1999）からは秋祭りの獅子舞と時期を同じくして、出格子や屋内に絵画やクラフト小物などを展示する「さまのこアート in よっさ」を開催し、伝統的な町並みの周知に努めているほか、吉久の町並みを紹介するパンフレットの製作や、吉久独特の慣習や行事などを映像に記録したDVDの作成などを行い、町並みのみならずそこに付随して受け継がれている民俗風習の記録保存も行ってきた。

平成 23 年（2011）には、歴史まちづくり計画（歴史的風致維持向上計画）の認定を契機に、「吉久の伝統的町並みを考える会」と連合自治会が一体となり「吉久まちづくり推進協議会」に改組された。この協議会では、伝建制度に関するアンケート調査の実施やまちづくりワークショップの開催など、今後のまちづくりを住民主体で考える取り組みを行ってきた。また同年には別の市民団体である「吉久町家まちづくり研究会」も設立され、富山県建築士会と連携した歴史的建造物の修理技術を学ぶ講習会の開催、ホームページによる情報発信などを行ってきた。平成 26 年（2014）7 月には、吉久まちづくり推進協議会と富山県建築士会が発起人となり、特定非営利活動法人吉久みらいプロジェクトが設立され、増加する空き家の維持管理や活用に取り組んでい

る。

一方、行政側の取り組みとしては、平成5年（1993）に文化庁と富山県の指導のもとに行った「高岡市吉久地区伝統的建造物群調査」が挙げられる。翌年度には『高岡市吉久地区伝統的建造物群調査報告書』を刊行しており、これによって吉久の伝統的な家屋の詳細が初めて明らかになった。その後も、制度に関する説明会を継続して実施してきた。

現在の保存地区は、放生津往来沿いに伝統的な真壁造の町家が残る一方、空き家や高齢者世帯の増加といった地域課題も顕在化しており、貴重な伝統文化の継承のほかコミュニティの維持に不安が生じている。

(3) 保存地区の特性

ア 吉久の町並みの変遷

江戸時代に描かれた絵図と明治の地籍図と現況を比較することで、吉久の町並みの変遷が分かる。

まず、保存地区内での村の範囲が時代とともに変化しているため、整理しておく。文化2年（1805）の絵図では、吉久新村、吉久村、六渡寺新村が記載されており、明治に入ると、吉久村、六渡寺新村はそのまま、吉久新村の範囲が吉久村になり、さらに能町村、宮中新村の一部が加わる。その後、昭和17年（1942）の市町村合併、昭和37年（1962）の住居表示に関する法律によって現在は吉久2丁目と吉久3丁目になっている。

文化2年（1805）の絵図では、往来沿いに家が建ち並んでいる様子が確認でき、日の出町には当時の役所、御貸屋もあった。御蔵は、往来からやや北側で庄川との間に立地しており、御蔵屋敷と記載されている。現在、御蔵のあった明確な位置は定かではないが、明治期の吉久範囲復原図や用水路、地番などから、御蔵の範囲は、現在の西照寺境内地から一般県道堀岡新明神・能町線まで続き、北は現在の高岡市消防団能町分団詰所より約30mのところ、西は末広通りまであったと推定される。

道筋については、文化2年（1805）の絵図、さらに現在の都市計画図に至るまでの間、細かな路地の有無等の変化があるものの、主要な通りについてはおおむね変化はなく、近世後期からの道筋を今もよく受け継いでいる。町並みが良く残る街道は、高岡の町から放生津（現在の射水市）を結ぶ放生津往来である。

町の中を流れる水路に関しても、絵図等によって描き方に多少のズレは見られるものの大きな変化はない。水路は宅地の背面を流れており、これが吉久の町並みの範囲の境界になっていると考えられる。

屋敷地は、弘化4年（1847）以前と考えられる絵図では、放生津往来から延びる御蔵西側の道沿いにも屋敷地が広がったことが伺える。明治8年（1875）頃の地籍図には、現在の西町にまで屋敷地が広がっており、幕末までには現在の吉久の町並みの範囲になったと考えられる。

寺社は、文化2年（1805）の絵図に記載はないが、明治8年（1875）頃の地籍図

では、吉久村に日の出町神明宮、宮中新村に宮中新村神明社があった。明治後期になると六渡寺新村に六渡寺新神明社、明治 29 年（1896）以降、吉久村の御蔵跡地に西照寺が移転、明治 35 年（1902）に智徳寺があった。現在の吉久神明宮の場所は、明治 8 年（1875）頃は稲干場で、明治 42 年（1909）頃は宅地であると考えられ、いつ吉久神明宮が現在地に遷座したか詳細は不明である。

日の出町、本町、末広町、寺中町、西町を中心とする吉久の町並みは、明治 8 年（1875）頃と明治 42 年（1909）頃、現在の地割を比較したところ、間口が狭く、奥行きが深い敷地が並んでいることが、各年代を通じて共通しており、町割とともに地割もよく旧態を保持していると言える。

イ 吉久の特性

保存地区内は、明暦 2 年（1656）の加賀藩の御蔵設置に伴い発展し始めた由緒ある在郷町で、藩政期と変わらないやや湾曲した放生津往来沿いに、秩序ある伝統的な空間を継承しているとともに、伝統的建造物が残る範囲であり、優れた歴史的町並みを形成している。

(4) 伝統的建造物群の特性

ア 敷地と建築物の配置

吉久の伝統的な建造物が建つ敷地は、間口が狭く、奥行の深い敷地割となっている。敷地の間口は、7～9 m前後が多い。一方、奥行は町立てされた当時から変わらず 30m前後で、大きな敷地では 50mにも及ぶ。奥行き方向は、途中で折れ曲がった「く」の字型の敷地も多い。放生津往来が緩やかに湾曲していることと合わせて、計画的に町割されたのではなく、地形に合わせて町並みが成立したことをうかがわせる。

敷地における建築物の配置は、放生津往来に面して主屋があり、その後方に庭を挟んで土蔵が配される。この配置によって、日照と通風の確保が図られている。

イ 建築物の種別

① 主屋

町並みを構成する主要な建築物は、真壁造の町家主屋である。当地区には江戸時代末から明治期、大正期、昭和 30 年代までの伝統的な主屋が残り、時代に伴って異なる特徴が見られる。階数は 2 階建で、基本的に古い町家は階高が低く、時代が下がるとともに階高が高くなり、昭和期入ると 2 階前面に居室を設けた町家が出現している。

大屋根の軒の形式については「登り梁式」や「腕木式」等がある。「登り梁式」の主屋は、江戸時代末から大正期前半にみられ、両袖に袖壁が付き、2 階の外壁は白漆喰壁をみせ、1 階は表側の柱から腕木を出し、2 寸程度の厚板葺きの庇を設けている。一方「腕木式」の主屋は、大正期後半から昭和期にみられ、袖壁は

なく2階の壁は漆喰壁や板張りとし、1階は表側柱列より半間ほど前方に柱を立て軒桁構造の瓦葺き下屋を設けているものが多い。

吉久の主屋の表構えは金屋町の主屋と要素が似ているが、大屋根の軒の形式が「登り梁式」で創建当初の姿を維持しているものは、正面2階壁面に開口部が無い。加えて、平面構成としては山町筋や金屋町等、市内の町家によくみられる通り土間がないことが吉久固有の特徴である。

正面2階の空間を吉久ではアマと呼び、かつては藁や比較的軽量の生活用具など収納する物置であったため、開口部を設けなかったと考えられる。通り土間が無いことについては、敷地背後には田畑や水路があり背面からアクセスができたことや「米商」や「蔵仲間」として財を成した家の土蔵であっても、商売は小矢部側の対岸で行っており、敷地後方に建つ土蔵は自邸の道具蔵であったため、頻繁に行く必要がなかったこと等が要因として考えられる。

いずれも、吉久が江戸時代から戦後に至るまで周囲に田畑が広がる農村地域であり、米商の活躍によって町が発展しても、アマやゲンカンには農家的な建物の性格を残していることが分かる。

古い主屋の屋根はもともと石置き板葺屋根であったが、現在は瓦葺となっている。正面に現れる意匠的要素としては、2階壁面の貫や化粧長押等の水平材と白漆喰の組み合わせである。1階正面の柱間装置には格子（サマノコ、狭間の格子）が入る。吉久の格子は出格子形式で取付き、縦棧は細く間隔も狭いため、繊細な印象を与えている。古くは細かく割った竹片を編み、杵や棧を取り付けたサマムスコと呼ばれる古い建具と、シトミと呼ばれる上げ下げの板戸が使用されていたが、後に現在みられる出格子に変わった。この出格子が明治期から大正期ですでに取付いていた例もあるが、広く定着したのは、昭和期とされる。

また、少数ながら、前面に塀を建てて前庭を持つ町家もある。

② 土蔵

土蔵は各家で数は異なるが、構造は土蔵造、2階建、切妻造、棧瓦葺で桁行2間から3間程度の規模が多い。土蔵が複数棟ある場合は、複数棟を切妻の大屋根で覆う構造になっているものも見られる。

③ 社寺

地区内には吉久神明宮、西照寺、智徳寺の3社寺がある。吉久神明宮の拝殿破風には、天保4年（1833）8月の墨書があると伝わっているが、正確な建立年代は定かではない。西照寺、智徳寺ともに明治期に現地に建立され、西照寺は昭和中期に本堂を修復、智徳寺は昭和後期に御堂を新築している。

(5) 保存及び活用の方向

保存地区の特性である藩政期と変わらない地割を基礎として、やや湾曲した放生津往来沿いに建つ伝統的建造物と獅子舞などの伝統文化があいまって形成している吉久らしい歴史的風致を保存・継承していくことが大切である。

そのため、伝統的建造物の修理や伝統的建造物以外の建築物等の修景を進め、保存地区の風致にふさわしい外観の回復を図るとともに、吉久の発展の系譜や伝統的建造物群の特性を地区住民はじめ広く市民が理解できるよう普及啓発を図ることで、吉久らしい良好な居住環境の創出と多様なまちづくりの担い手を呼び込んでいく。

(6) 保存の内容

ア 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋、土蔵、社寺建築等の各建築物、塀、祠等の工作物を「伝統的建造物」として特定する。

イ 保存地区を特色づける環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」とする。

ウ 伝統的建造物は、主としてその外観を維持するため「修理基準」を定め、修理及び現状維持を進める。

エ 保存地区内にある環境物件の維持及び復旧については、「復旧基準」を定める。

オ 伝統的建造物以外の建築物等については、伝統的建造物群の特性と調和するよう、「修景基準」を定め、修景を行う。また、歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。

(7) 推進体制

保存地区の保存及び活用を推進する体制としては、地元保存会である「吉久まちづくり推進協議会」が中心となり、地区内にある建築物等の所有者の意向把握やまちづくりの意見集約に努め、その情報に基づき、高岡市教育委員会をはじめ、市の関係部署が連携しながら保存活用計画の推進を図る。

また、高岡市教育委員会においては、外部の専門委員会である「高岡市町並み保存・都市景観審議会」の意見及び助言を適宜受けながら、現状変更行為の許可等を行う。

3 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区において、主として江戸時代末から昭和 30 年代にかけての建造物のうち、吉久の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」と定める。

伝統的建造物の決定基準については次のとおりとする。

ア 建築物（表－１及び図－２）

吉久の町家建築の主屋、土蔵、付属屋、寺社建築等の特性をよく維持していると認められるもの。

イ 工作物（表－２及び図－３）

吉久の伝統的な意匠、工法等によりその特性をよく維持していると認められる堀や祠などの工作物

(2) 環境物件（表－３及び図－４）

吉久の伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件（土地及び自然物）を「環境物件」として定める。

4 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

地区内には、改造や経年による老朽化・破損のある建築物、また建て替えに伴い建築物をセットバックし、前面道路に面してカーポートを建てているもののほか、老朽家屋の取り壊しによる空地も少なくないが、これらについては、地割がよく旧態を保持し、伝統的建造物が存在しているという吉久固有の空間秩序を手掛かりとして、適切な修理と継続的な修景を行っていくことで保存地区の風致にふさわしい外観の回復が可能である。

このことから、地区住民の理解と協力のもと、生活の快適性の確保や防災機能の向上を図りつつ、保存地区の特性を踏まえた伝統的建造物の外観を保存するための修理と合わせて“伝統的建造物群の耐震対策の手引（令和２年１月 文化庁文化資源活用課文化財第二課）”に基づき耐震対策も行うよう努め、ならびに伝統的建造物以外の建築物等の修景を進める。

放生津往来沿いには、築年代に応じて大屋根の軒が「登り梁式」や「腕木式」の町家が建ち並んでいる。「登り梁式」の場合、２階は両脇の袖壁を有し、白漆喰壁に２筋の貫を見せ、１階は厚板葺きの庇と出格子がある。「腕木式」の場合、２階は漆喰壁か板張りの壁、１階は下屋を設け出格子があるため、これらの諸特性を踏まえた修景を進める。

(2) 伝統的建造物の修理

ア 伝統的建造物の保存整備にあたっては、主としてその外観を維持するための修理を行う。(表－４)に定める修理基準。

イ 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについて復元的修理を行う場合は、歴史資料、建造物詳細実測などによる復原考察に基づく復原、あるいは類例調査から類推される範囲の復原を原則とする。
(表－４)に定める修理基準。

ウ 保存修理にあたっては、地区の伝統的建造物の大半が木造であることを考慮し、消火設備等の積極的な設置など、火災に対する防災機能の向上に努める。また、構造耐力上、必要な部分を補強し耐震性の向上も併せて図る。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準(表－６)、許可基準(表－７)を適切に運用して修景を行う。

(4) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める復旧基準(表－５)に基づき保存整備に努める。

5 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

市は、保存活用計画に基づく事業に対し、別に定める「高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

(2) 技術的援助

市は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理及び修景等に係る設計相談等の必要な技術的援助を行う。

(3) 保存団体等への援助

市は、住民等により組織された保存団体の活動に要する経費に対して必要な補助を行う。

(4) 顕彰及び普及啓発

ア 市は、保存地区の保存に顕著な功績を残した者や伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等も含めて、特に保存地区にふさわしい優れた事業を実施した個人、団体、事業所等に対して、その顕彰に努める。

イ 市は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、良好な生活環境の整備を円滑に進めるために、伝統的町並みの保存に対する普及啓発に努める。

6 保存地区の保存及び活用のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

保存地区に伝統的な町並みに対する理解を促すための説明板等を設置する。

(2) 防災施設等

ア 保存地区の総合的な防災計画を策定し、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、当防災計画に基づき、必要な整備や住民の防災意識の啓発を図る。

イ 防災灯と兼ねた街路灯は、保存地区の歴史的風致にふさわしい意匠として整備する。

ウ 自衛消防隊の発足など自主防災組織活動の充実を図る。

(3) 環境の整備等

ア 道路の整備

放生津往來の舗装、側溝の改良等に努め、整備に際しては、保存地区の歴史的風致にふさわしい工法、材料等に配慮する。

イ 電柱・架線・看板等の整備

電力柱、電話柱、架線等の移設、埋設に努める。保存地区内での屋外広告物の表示、掲出物件の設置については、「富山県屋外広告物条例」により禁止されており、自家用広告物についても許可基準に合致したものとする。

(4) 保存地区の公開活用施設等

空き家となっている伝統的建造物を活用し、吉久の加賀藩の御蔵から始まる発展の歴史やその時代に活躍した先人たちの営みに関するガイダンス機能またはインフォメーション機能を有する公開活用施設の整備に努める。

7 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画

(1) 保存地区の保存及び活用に資する情報発信等

吉久の発展の歴史をはじめ、伝統的建造物群の特性や地域に継承される伝統文化といった要素を効果的かつ継続して発信できる情報コンテンツの制作に努め、小矢部川を挟んだ対岸の伏木地区と一体となった情報発信を推進する。

(2) 保存地区の保存及び活用に資する人材育成等

ア 保存会

保存地区には、伝統的な町並みの保存・継承や災害に強いまちづくりを通し、居住環境の向上と地域再生を目的とする「吉久まちづくり推進協議会」が組織されており、伝統的建造物群の保存及び活用をはじめ、観光ガイドや保存地区の特性を活かしたイベントの企画・開催など、まちづくりの中心的役割を果たしていけるよう組織の充実・強化を支援していく。

イ 各種の活動団体

① 吉久獅子舞保存会

吉久の獅子舞は、天狗が棒、長刀、松明を縦横に振り回して獅子を打つ豪快な荒獅子を基調とし、特に、町家の座敷まで上がり込み獅子舞を披露する「ハイッタハイッタ」は市内でも珍しいものであり、この伝統文化を次世代に確実に継承し、伝統的建造物群とあいまった特有の歴史的風致を後世に守り、伝えていく活動を支援していく。

② 特定非営利活動法人吉久みらいプロジェクト

保存地区内において、伝統的建造物等の町家を再生し、地域の交流・活動拠点とする活用事業や伝統的建造物の修理等に必要な伝統建築技術の普及支援などを行うプロジェクト推進組織として、機能強化を支援していく。

③ 朝市実行委員会

毎月1回、地域住民自らが野菜や自家製のパン、漬物などを公民館に持ち寄り、直売する朝市を開催しており、保存地区内住民はじめ地域住民の貴重な交流の場として定着していることから、吉久の発展の歴史にちなんだ郷土食の研究など伝統を現代に活かす活動を支援していく。

表－１－１ 伝統的建造物（建築物）

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	Y - 0001	主 屋	1	高岡市 吉久2丁目 3番18号	
2	Y - 0002	主 屋	1	吉久2丁目 3番16号	
3	Y - 0003	主 屋	1	吉久2丁目 3番14号	
4	Y - 0004	主 屋	1	吉久2丁目 3番13号	
5	Y - 0005	土 蔵	1	吉久2丁目 3番13号	
6	Y - 0006	主 屋	1	吉久2丁目 3番12号	
7	Y - 0007	主 屋	1	吉久2丁目 3番11号	
8	Y - 0008	主 屋	1	吉久2丁目 3番2号	
9	Y - 0009	土 蔵	1	吉久2丁目 3番2号	
10	Y - 0010	主 屋	1	吉久2丁目 3番2号	
11	Y - 0011	土 蔵	1	吉久2丁目 3番2号	(東棟)
12	Y - 0012	土 蔵	1	吉久2丁目 3番2号	(西棟)
13	Y - 0013	主 屋	1	吉久2丁目 3番1号	
14	Y - 0014	土 蔵	1	吉久2丁目 3番1号	
15	Y - 0015	主 屋	1	吉久2丁目 4番5号	
16	Y - 0016	土 蔵	1	吉久2丁目 4番5号	
17	Y - 0017	主 屋	1	吉久2丁目 4番1号	
18	Y - 0018	土 蔵	1	吉久2丁目 4番1号	
19	Y - 0019	本 堂	1	吉久2丁目 4番40号	
20	Y - 0020	鐘 楼	1	吉久2丁目 4番40号	
21	Y - 0021	主 屋	1	吉久2丁目 5番8号	
22	Y - 0022	納 屋	1	吉久2丁目 2598-1	
23	Y - 0023	本 殿	1	吉久2丁目 5番17号	
24	Y - 0024	拝 殿	1	吉久2丁目 5番17号	
25	Y - 0025	主 屋	1	吉久2丁目 5番19号	
26	Y - 0026	土 蔵	1	吉久2丁目 5番19号	
27	Y - 0027	土 蔵	1	吉久2丁目 5番22号	
28	Y - 0028	主 屋	1	吉久2丁目 5番26号	
29	Y - 0029	土 蔵	1	吉久2丁目 5番32号	
30	Y - 0030	土 蔵	1	吉久3丁目 3番13号	
31	Y - 0031	主 屋	1	吉久3丁目 3番10号	
32	Y - 0032	土 蔵	1	吉久3丁目 3番10号	
33	Y - 0033	土 蔵	1	吉久3丁目 3番9号	

表－１－２ 伝統的建造物（建築物）

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
34	Y - 0034	主 屋	1	高岡市 吉久3丁目 3番7号	
35	Y - 0035	主 屋	1	吉久3丁目 3番5号	
36	Y - 0036	土 蔵	1	吉久3丁目 3番5号	
37	Y - 0037	主 屋	1	吉久3丁目 4番4号	
38	Y - 0038	土 蔵	1	吉久3丁目 4番2号	
39	Y - 0039	土 蔵	1	吉久3丁目 5番7号	
40	Y - 0040	土 蔵	1	吉久3丁目 7番2号	
41	Y - 0041	主 屋	1	吉久3丁目 7番3号	
42	Y - 0042	土 蔵	1	吉久3丁目 7番3号	（東棟）
43	Y - 0043	土 蔵	1	吉久3丁目 7番3号	（西棟）
44	Y - 0044	主 屋	1	吉久3丁目 7番5号	
45	Y - 0045	主 屋	1	吉久3丁目 7番15号	
46	Y - 0046	土 蔵	1	吉久3丁目 7番15号	
47	Y - 0047	主 屋	1	吉久3丁目 6番22号	
48	Y - 0048	土 蔵	1	吉久3丁目 6番27号	（東棟）
49	Y - 0049	土 蔵	1	吉久3丁目 6番27号	（西棟）
50	Y - 0050	土 蔵	1	吉久2丁目 3番3号	令和6年2月16日追加
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					

表－２ 伝統的建造物（工作物）

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	Y - 1001	祠	1	高岡市 吉久2丁目 4番40号	西照寺
2	Y - 1002	祠	1	吉久2丁目 4番3号	智徳寺 北
3	Y - 1003	祠	1	吉久2丁目 5番34号	本町と寺中町の間
4	Y - 1004	祠	1	吉久3丁目 4番2号	日の出町

表－３ 環境物件

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	Y - 2001	樹木	1	高岡市 吉久2丁目 5番17号	イチョウ
2	Y - 2002	樹木	1	吉久2丁目 5番17号	イチョウ
3	Y - 2003	樹木	1	吉久2丁目 5番17号	イチョウ
4	Y - 2004	樹木	1	吉久2丁目 5番17号	イチョウ

表－４ 修理基準

伝統的建造物の特性を維持している建築物・工作物は、現状維持または外観を維持するための修理を行う。 伝統的建造物の特性にそぐわない外観の変更が加えられている建築物・工作物は、原則として、建築物詳細実測（痕跡調査）、歴史資料などによる復原考察に基づき、修理を行う。 また、これにより難しい場合は、周囲の伝統的建造物に倣い修理を行う。
--

表－５ 復旧基準

伝統的町並みに調和するよう、現状維持あるいは然るべき旧状への復旧とする。

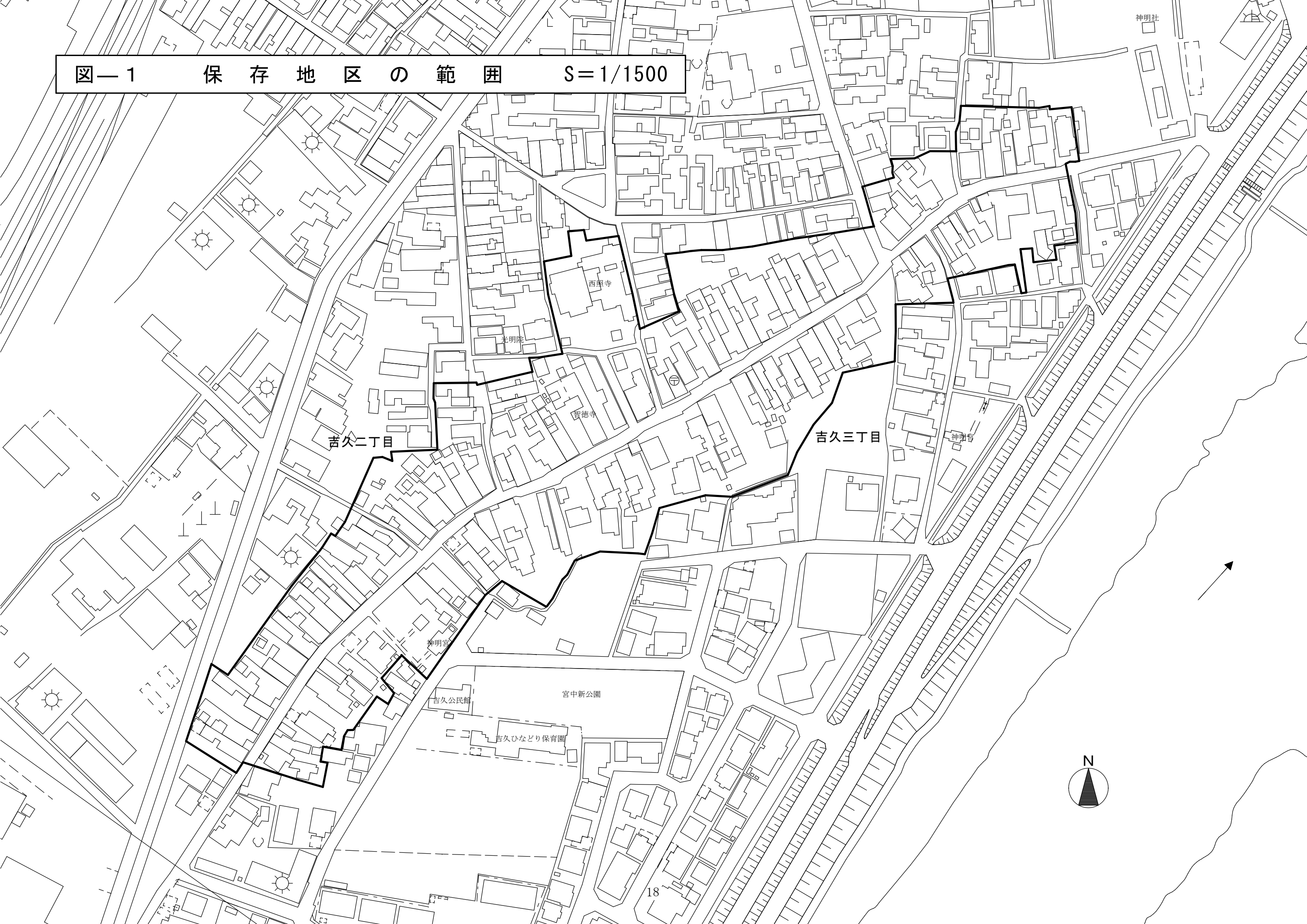
表－６ 修景基準

			主屋	土蔵	付属屋等
建築物	位置		原則、敷地の履歴、旧状を考慮した上、決定する。道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の位置については、道路から後退させることなく、周囲の伝統的建造物の壁面位置と調和するものとする。		
	構造		原則、木造とし、伝統的建築の特徴をとりいれたものとする。		
	高さ		棟の高さ、軒の高さを周囲の伝統的建造物と調和させる。		
	階数		原則、地上２階建以下とする。		原則、地上１階建とする。
	意匠	屋根	原則、切妻造、平入りの棧瓦葺屋根とする。勾配は、３寸から５寸程度とする。	原則、切妻造、平入り又は妻入りの棧瓦葺屋根とする。勾配は、５寸程度とする。	原則、切妻造、平入りの棧瓦葺屋根とする。勾配は、５寸程度とする。
		下屋	原則、厚板庇又は棧瓦で葺く下屋を設ける。勾配は大屋根と調和したものとする。		
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、若しくは軒天井を現す。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、置き屋根形式を除き、塗籠とする。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板を現す。
		外壁	真壁とし、漆喰で仕上げる又は板張りとする。妻壁は、板張りとする。	大壁とし、漆喰で仕上げる。腰壁は、板張り又は石張りも可とする。	原則、板張りとする。
		開口部	木製建具を用いる。１階は、玄関以外を格子とする。２階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠とする。	木製建具を用いる。２階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠とする。	木製建具を用いる。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。		
	建築設備		伝統的な意匠のもの以外は、露出しないものとする。		
工作物	門、塀等		周囲の伝統的な門及び塀の特徴や高さと調和したものとする。		
	その他の工作物		建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを３m以下とし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。		
	屋外広告物		自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
木竹の伐採・植栽			歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。		
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。		

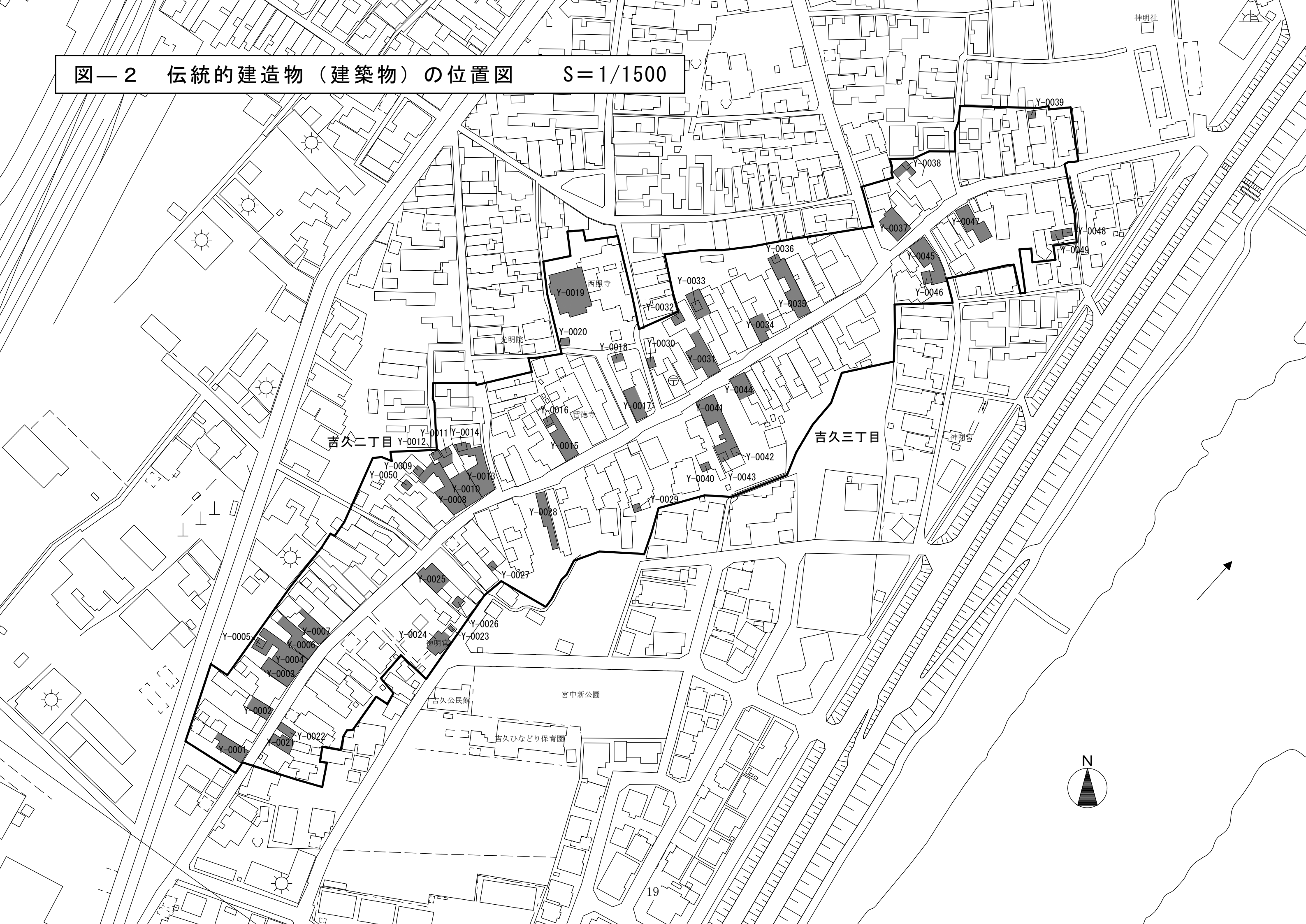
表－７ 許可基準

建	位置		道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の位置については、道路から後退させることなく、周囲の伝統的建造物の壁面位置と調和するものとする。土蔵、付属屋については、通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。
	構造		原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	高さ		１０m以下とする。道路境界上で地上６mから１０分の５の勾配を持つ斜線以内に建築する。
築 物	階数		原則、地上２階建以下とする。
	意匠	屋根	原則、切妻、平入りの瓦葺勾配屋根とする。土蔵は、妻入りも可とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
		色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	建築設備		歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。
工 作 物	門、塀等		歴史的風致を損なわないものとする。
	その他の工作物		建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを３m以下とする。
	屋外広告物		自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の伐採・植栽			歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

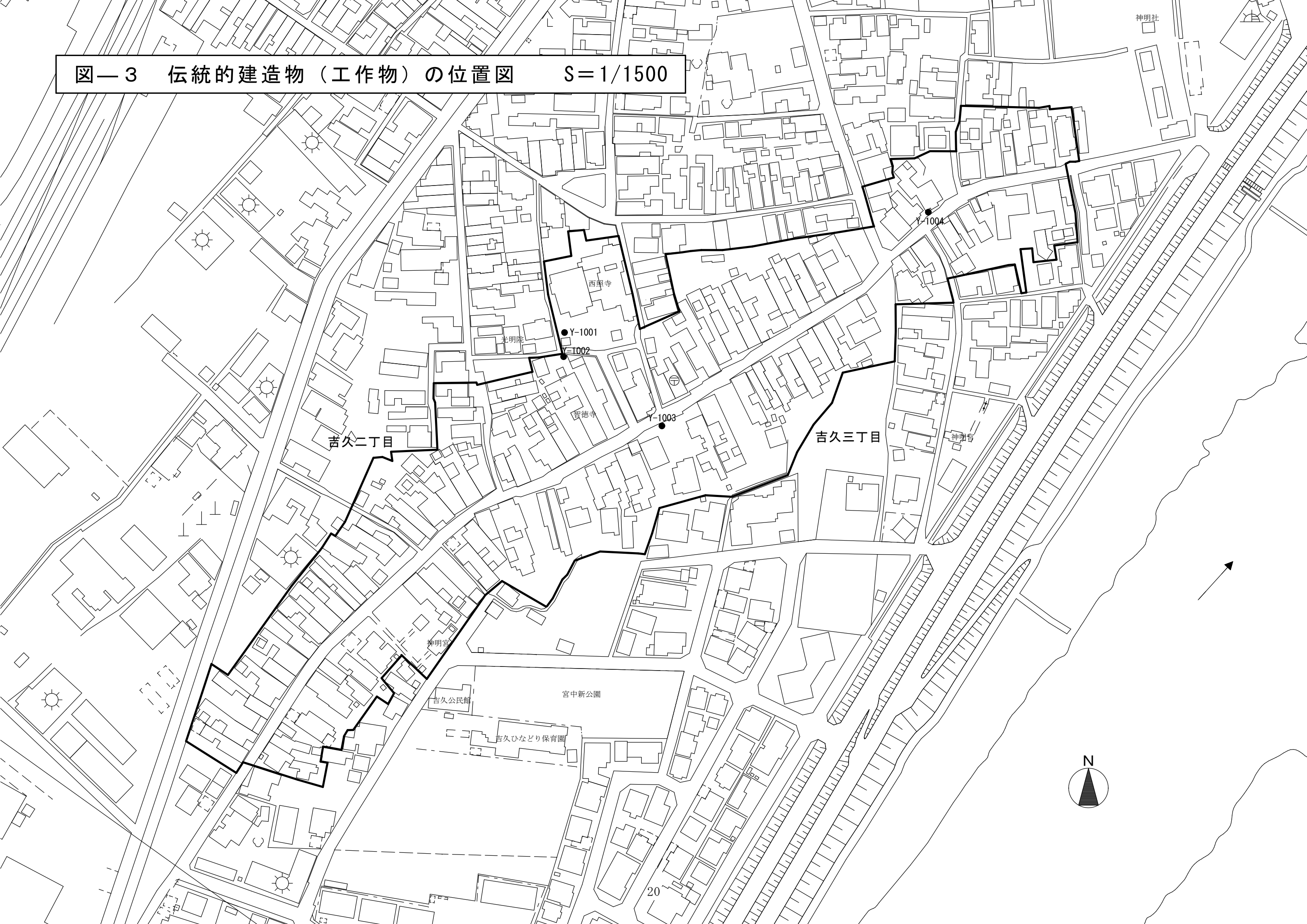
図—1 保存地区の範囲 S=1/1500



図一 2 伝統的建造物（建築物）の位置図 S=1/1500



図—3 伝統的建造物（工作物）の位置図 S=1/1500



図—4 環境物件の位置図 S=1/1500

